

※対象住宅の取得日から1年以内に申請してください。

◆交付対象者：移住者（村外からの転入者）

1 移住者新築住宅取得補助事業

■基本額 30万円



■移住者加算 20万円

■子育て加算額 15歳未満の子

第1子：10万円 第2子以降：20万円

2 移住者中古住宅取得補助事業

■基本額 20万円

■移住者加算 20万円

■子育て加算額 15歳未満の子

第1子：10万円 第2子以降：20万円

◆交付対象者：定住者（村民向け）

3 若年層定住促進補助事業

■交付対象者 定住者（申請する方（所有者）が45歳未満）

■基本額 30万円

■子育て加算額 15歳未満の子

第1子：10万円 第2子以降：20万円

※年齢は当該年度の4月1日時点の年齢となります。

対象者

村内に5年以上定住する意思をもち、新築住宅または、中古住宅（移住者のみ）を取得した方で、下記の全ての要件に該当する方を対象とします。

- ① 世帯責任者であること。
- ② 新規取得または中古で取得した住宅の所有者であること。
- ③ 同居する世帯員全員が、所在地に住民登録していること
- ④ 同居する世帯員全員に市町村民税等の滞納がないこと
- ⑤ 5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること
- ⑥ 過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金の交付を受けていないこと
- ⑦ 対象住宅の取得にあたり、公共事業の移転補償を受けていないこと。

玉川村では、本村への移住者の増加及び若年層世帯の定住を促進するため、住宅取得を奨励し、人口の増加を図り人々が集う豊かで活力あるまちづくりのため、移住定住促進補助金を交付します。

玉川村に住もう！

移住定住促進補助事業

## 対象住宅

人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総床面積 50 m<sup>2</sup>以上の利用上の独立性を有するもの。併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上、かつ、住宅の用に供される総床面積が 50 m<sup>2</sup>以上であること。

## 申請手続き

補助金の交付を受けようとする方は、次の書類を添えて企画政策課まで提出してください。

- ① 移住定住促進補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 移住者の場合、申請者の転入を確認できる書類（前住所地の住民票除票又は戸籍の附表の写し）
- ④ 誓約書（様式第2号）
- ⑤ 世帯全員の過去3年分の市町村税等納税証明書（様式第3号または各市町村発行の様式）
- ⑥ 登記事項証明書（謄本）
- ⑦ 請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ⑧ 対象住宅の図面
- ⑨ 妊娠中の世帯員がいる場合、母子健康手帳の写し
- ⑩ その他村長が特に必要と認める書類

※交付決定後、請求書（様式第5号）を提出してください。

## 申請期限

令和8年2月28日まで（予定）

※申請期限前であっても、予算の都合で申請を締め切ることがあります。

## Q&A

Q1. 家族で2分の1ずつ共有する家屋の場合、補助金の交付対象者はどうなりますか？

A. 所有者である家族のうち、どちらかを代表として補助金の交付対象者とします。（同一世帯で2人には交付しません。）

Q2. 玉川村出身でしたが、仕事の都合により5年間転出していました。今後結婚を機に住宅を新築し、玉川村に住む予定ですが、移住者加算は該当しますか？

A. 転入の日前3年において村内に住所を有していなかった方が移住者加算の該当になります。この場合は5年ですので、移住者加算に該当します。

Q3. 現在、玉川村に転入して1年2ヶ月が経過しました。今後、新築する予定ですが、移住者加算に該当しますか？

A. 移住者加算は転入の日から取得した日までの期間が1年未満です。この場合、1年を経過しておりますので非該当となります。なお、移住者加算はありませんが、所有者が45歳未満の場合には基本の交付額及び子育て加算（同居する子がいる場合）は該当します。

Q4. 現在玉川村に居住しており今後新築する予定です。申請者となる所有者の年齢が申請時に45歳となってしまいますが、補助金の支給に該当しますか？

A. 若年層定住促進補助事業の交付対象者は、45歳未満となっておりますが、45歳になった日以後において最初の3月31日までの間にある方については該当となります。

Q5. 玉川村に定住する予定で住宅を新築しましたが、都合により3年で転出することになりました。補助金の返金等はありますか？

A. 対象住宅を取得してから5年以内において、居住の本拠を他の市区町村に移すことになったときや当該住宅を譲渡したときは、補助金を返還していただくことになります。

問い合わせ先

玉川村企画政策課 TEL0247-57-4628

FAX0247-57-3952

メール kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

申請書等は企画政策課ホームページよりダウンロードできます→



企画政策課ホームページ



# 玉川村結婚新生活支援事業補助金

ご結婚おめでとうございます。

玉川村で新生活をスタートさせる新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅費用等の一部を玉川村から

最大で**30万円**（条件を満たす場合**60万円**）補助します！

## 1 対象となる方

以下の要件を全て満たす方

- 1 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けが受理された夫婦であること
- 2 婚姻日時点で夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること
- 3 新たに住宅を取得又は賃貸し、対象住居に住民登録していること
- 4 補助を受けようとする年度の翌年度から1年以上継続して本村に居住する意思を有すること
- 5 夫婦の年間所得合計が500万円未満の世帯  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合、所得から年間返済額を控除した額
- 6 村税等の滞納がないこと
- 7 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- 8 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

～上記要件に該当すると思われ、申請を希望する場合には、申請前に企画政策課までご相談ください～

## 2 対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った下記の場合の費用が対象です。

- 1 婚姻を機に新規に玉川村内に住宅を取得した場合の費用
- 2 婚姻を機に新たに住宅を賃貸借するためにかかった費用（敷金、礼金（保証金などの類するものを含む）、家賃、共益費、仲介手数料）※駐車場料金は含まない
- 3 婚姻を機に新たに住宅をリフォームした場合の費用
- 4 婚姻に伴い引っ越しをしたときにかかった費用（引っ越し業者または運送業者へ支払った経費に限る）

（裏面に続く）

### 3 申請に必要なもの

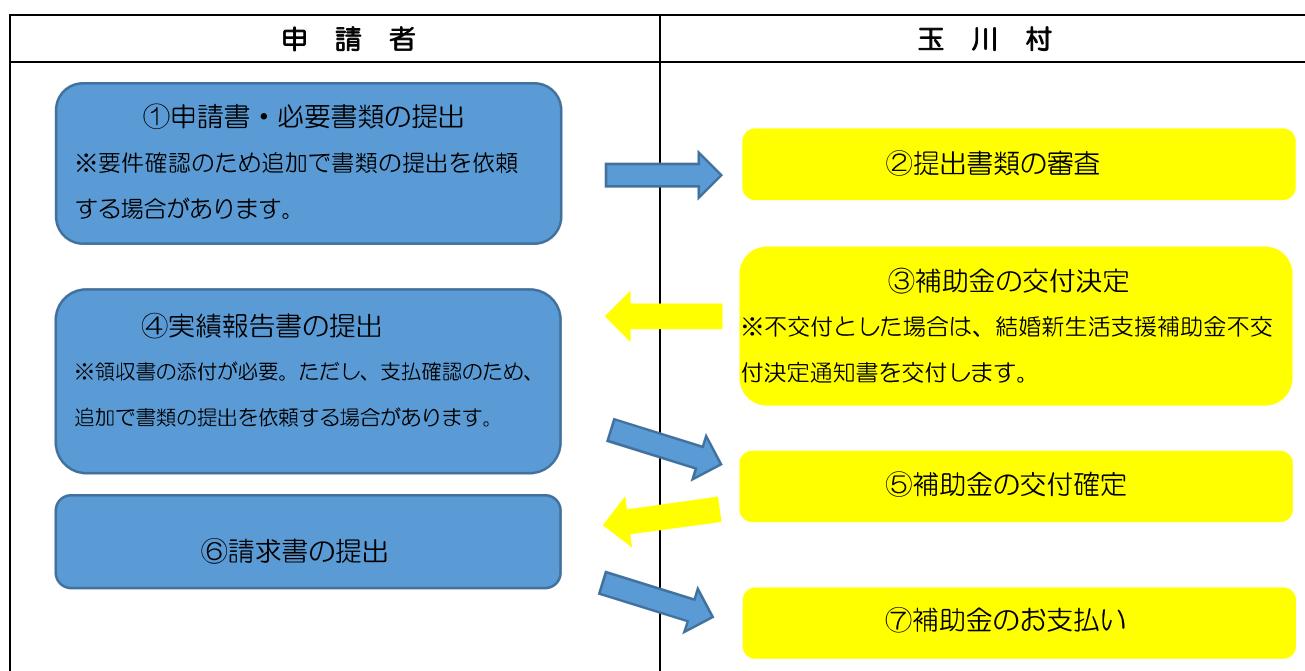
- 1 玉川村結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 2 申請者夫婦の婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 3 夫及び妻の直近の所得証明書
- 4 夫及び妻の市区町村税の納税証明書または非課税証明書
- 5 世帯全員の住民票
- 6 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（該当する場合）
- 7 見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類
- 8 居住物件の売買契約書、工事請負契約書又は賃貸借契約書の写し
- 9 住宅手当の支給を証する書類（該当する場合）
- 10 住居費に係る領収書又は支払った金額等必要な事項が確認できるもの（住居費の支払いがある場合）
- 11 引っ越しに係る領収書の写し（引っ越し費用の支払いがある場合）
- 12 その他、村長が必要と認める書類

### 4 補助金の額

新居の住居費及び引っ越し費用の合計額 上限 30万円

婚姻届が受理された日における夫婦の年齢がともに29歳以下である新婚世帯は 上限 60万円

### 5 申請手続きの流れ



#### 【お問合せ】

玉川村企画政策課 地域創生係 TEL : 0247-57-4628

e-mail : [kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp](mailto:kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp)

申請等に必要な様式は企画政策課 HP から  
ダウンロードすることができます。



# 玉川村子育て世帯応援引っ越し費用補助金

## －引っ越しに係る費用について、 最大 10 万円を補助します！－

玉川村に定住する意思をもち転入される子育て世帯に対し、移住のための引っ越しに係る費用の一部を補助します。

### 1 対象世帯 以下の要件のいずれにも該当する世帯

- ① 玉川村に転入する前に継続して 1 年以上、玉川村以外の市区町村に住民登録されていた子育て世帯  
(※)  
※子育て世帯とは、
  - I 同居する 15 歳未満の子（15 歳に達する日以後において最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。）がいる 2 人以上の世帯
  - II 移住日において、申請者又は配偶者が妊娠している世帯
- ② 玉川村に転入した日から起算して 6 か月を経過していない世帯
- ③ 3 年以上継続して玉川村に定住する意思があること
- ④ 引っ越し作業において、一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業、若しくは貨物利用運送事業の許可を得た、又は届出を行った事業者と引っ越し作業に係る契約を締結していること
- ⑤ 申請者及び同居世帯員全員が前住所地の市区町村税について滞納がない世帯であること

### 2 補助金の額

補助の対象となる経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、10 万円を上限とする。

### 3 補助対象経費

- ① 引っ越し運送費用（運賃や割増運賃等）
- ② 荷造り等のサービス費用（作業員料、梱包資材費等の実費）
- ③ 付帯サービス料（エアコン等の取り外しや取り付け、不用品の処理及びピアノ搬送等）

### 4 申請について

補助金の交付を受けようとする方は、玉川村子育て世帯応援引っ越し費用補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 世帯全員の住民票
- ② 証約書（様式第 2 号）
- ③ 母子健康手帳の写し（母子健康手帳の交付を受けている者）
- ④ 引っ越しに係る費用の領収書及び明細書の写し
- ⑤ 市区町村税等納税証明書又は非課税証明書（発行から 1 か月以内のものに限る）
- ⑥ その他村長が必要と認める書類

## 5 補助金交付の申請期間について

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 6 補助金交付のQ&A

Q1 玉川村出身でしたが、仕事の都合により2年間転出していました。現在玉川村に住宅を新築しており、家族（夫婦と子ども1人）で住む予定ですが該当しますか？

A. 転入の日前1年において村内に住所を有しておらず、かつ、子育て世帯になりますので該当します。

Q2 今度玉川村の民間アパートに引っ越ししますが、該当になりますか。

A 民間のアパートでも、対象世帯要件にあてはまれば該当になります。

Q3 引っ越しを自分で行った際には該当になりますか。

A 本事業では、民間の運送事業者等と引っ越し作業等に係る契約を締結していることが条件となりますので、引っ越し作業をご自分で行った際には該当なりません。

Q4 引っ越しする際に、運送事業者に依頼してエアコンクリーニングとハウスクリーニング作業を実施しましたが補助対象となりますか。

A 運送事業者が行うエアコンクリーニングやハウスクリーニング費用については対象外経費です。

問い合わせ先 企画政策課地域創生係 電話 0247-57-4628  
メール kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

申請書類等の様式は企画政策課のホームページから  
ダウンロードできます。



## 玉川村空き家・空き地バンク利活用事業費補助金

玉川村空き地・空き家バンクを活用して、登録物件の売買契約が成立すると、所有者最大5万円、購入者最大10万円が支給されます！(賃貸は対象外)

(1)対象者:登録物件の所有者及び購入者

※購入者は、居住用に購入した場合に限ります。

(2)助成額:登録物件の所有者 5万円または売買金額の1/2

// 購入者 10万円または売買金額の1/2

### 空き家・空き地バンク QA



Q どのような建物が登録できますか。

A 原則、どのような建物でも登録はできます。ただし、建物の状態によっては改修や解体が必要なことを明記してください。

Q 土地だけでも登録できますか。

A できます。

Q 家財等が残ったままでも登録できますか。

A 登録できます。家財の処分等については、交渉の際に当事者間でお話し合いください。

Q 登録に手数料等の料金はかかりますか。

A 登録には一切料金はかかりません。ただし、間接型で契約が成立した場合には(公社)福島県宅地建物取引業協会が選定した事業者への仲介手数料等がかかります。

Q 所有権の移転登記をしていない物件でも登録できますか。

A 登録できます。ただし、交渉等の際には手続きを行うようお願いします。

Q 物件の登録をしたら、村が空き家等の管理をしてくれますか。

A 村は空き家等の管理はしません。登録物件について、契約が成立し明け渡しとなるまでは所有者自身が管理をしてください。

Q 村は交渉や契約の仲介をしてくれますか。

A 村は登録物件の交渉や契約には関与できません。交渉や契約は、当事者間で(または指定事業者等を通じて)行ってください。ただし、交渉前の当事者間の顔合わせまでは希望により立ち合います。

その他、ご不明点等は下記担当課までお問い合わせください。



たまかわくらしサポートセンター

電話 0247-57-2104

メール [tamakawakurashi@vill.tamakawa.fukushima.jp](mailto:tamakawakurashi@vill.tamakawa.fukushima.jp)

玉川村空き家・空地バンク

<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/akiya/bukken/>